

独立行政法人国際協力機構法

(平成一四年一二月六日法律第一三六号)

- 一、提案理由(平成一四年一月七日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会)
(独立行政法人国民生活センター法(平一四法一二三)の提案理由と一括して掲載)
- 二、衆議院特殊法人等改革に関する特別委員長報告(平成一四年一月十九日)
(独立行政法人国民生活センター法(平一四法一二三)の委員長報告と一括して掲載)
- 三、参議院外交防衛委員長報告(平成一四年一月二十九日)

松村龍二君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

両法律案は、特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、国際協力事業団及び国際交流基金を解散し、その業務を承継する独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人国際交流基金を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、独立行政法人に移行する理由、独立行政法人化に伴う組織、運営の効率化、草の根技術協力実施に当たっての政府の関与の在り方、JICAによる平和構築支援の取組と職員の安全対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の吉岡委員より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論の後、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し七項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議(平成一四年一月二十八日)

政府は、両法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運営に遺漏なきを期すべきである。

- 一、国際協力事業団及び国際交流基金の独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が充分発揮されるよう、その運営に万全を期すること。
- 二、独立行政法人への移行後においても、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。
- 三、独立行政法人の理事長の選任においては、当該分野に造詣の深い適切な人材を広く内外から起用するよう充分配慮すること。その他の役員の選任についても同様とすること。

四、独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人及び役員の業務の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、外務大臣は、独立行政法人の役職員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役員と比較ができる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。

五、独立行政法人が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で客観性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方法には細心の配慮を払うこと。

六、独立行政法人への移行に当たっては、これまで維持されてきた国際協力事業団及び国際交流基金の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。

七、独立行政法人国際協力機構法に定める国民等の協力活動のうち、草の根技術協力（第十三条第一項第三号八）の助長・促進については、国民の主体的な発意が最大限尊重されること及び迅速かつ円滑に事業が行われることが重要である。本法の運用に当たり、政府は次の点について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 政府は「中期目標」において、当該事業についての国の基本的な方針を可能な限り具体的に示し、同機構を通じて提案を行おうとする国民にあらかじめ分かりやすく提示すること。

- 2 第十三条第一項第三号八及び第十八条第三項に基づく外務大臣及び関係行政機関の長の関与については、可能な限り手続を簡素なものとし、迅速な対応に努めること。

右決議する。